

菊友会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は第一東京市立中学校、東京都立九段中学校、東京都立九段高等学校及び千代田区立九段中等教育学校(以下これらを「母校」という。)の同窓会であつて、菊友会と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①会員名簿の保守管理及び会報の発行
- ②菊友会大会、講演会、同好会及びその他の集会の開催
- ③母校及び社団法人九段の活動に対する支援
- ④前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために相当と認められる事業

第4条（会員）

本会の会員は、正会員及び特別会員の2種とする。

- ①正会員は、母校の卒業生及びこれに準ずる者
- ②特別会員は、母校の現教職員及び旧教職員

第5条（事務所）

本会は、事務所を東京都千代田区九段北2-2-1千代田区立九段中等教育学校内に置き、**事務局**を設ける。

第2章 役員

第6条（役員の種類及び員数）

本会は、正会員の中から次の役員を置く。

- ①会 長 1名
- ②副会長 1～3名
- ③理事長 1名
- ④副理事長 1～3名
- ⑤理 事 若干名
- ⑥監 事 2～3名

第7条（会長及び副会長）

1. 会長及び副会長は、理事会において推挙し、評議員会において選任する。
2. 会長は本会を代表し、菊友会大会を主催する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行することができる。

第8条（理事長、副理事長及び理事）

1. 理事長及び副理事長は、理事の中から理事会において互選により選任する。
2. 理事長は、評議員会及び理事会(以下これらを「会議」という。)において決定された会務を執行する。
3. 理事長は、会議を招集し、その議長となる。
4. 理事長は、会務の円滑な執行のために、委員会を設置することができる。
5. 理事長は、適宜、会務の執行状況を会長、副会長及び顧問に報告する。
6. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の職務を代行することができる。
7. 理事は、理事会において推挙し、評議員会において選任する。
8. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
9. 理事に欠員補充又は増員の必要が生じたときは、理事会において理事を選任し、次の評議員会において承認を得るものとする。

第9条（監事）

1. 監事は、理事会において推挙し、評議員会において選任する。
2. 監事は、会務の執行及び会計を監査する。
3. 監事は、会議に出席すること及び臨時の会議開催を求めることができる。

第10条（役員任期）

1. 役員任期は3年とし、重任を妨げない。
2. 補欠補充又は増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

第3章 名誉会長、顧問、評議員、クラス委員

第11条（名誉会長及び顧問）

1. 名誉会長は、母校の校長に対して、会長が委嘱する。
2. 顧問は、役員経験のある若干名に対して、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて、適宜の助言を行うことができる。

第12条（評議員）

1. 評議員は、同一年度に卒業の会員（以下「同期会員」という。）毎に原則2名を選任する。
2. 評議員は、同期会員の総意を代表する。
3. 評議員は、同期会員の交流に努め、本会の事業に協力する。
4. 評議員は、退任後も後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

第13条（クラス委員）

1. クラス委員は、同期会員の卒業時クラス毎に2名を選任する。
2. クラス委員は、同期のクラス委員会を構成し、評議員候補者を推挙する。
3. クラス委員は、クラス会員の交流に努め、本会の事業に協力する。

第4章 菊友会大会、評議員会、理事会

第14条（菊友会大会）

菊友会大会は、会員の懇親を深める目的で年1回開催し、会報に掲載して会長が召集する。

第15条（評議員会）

1. 評議員会は、評議員をもって組織され、年1回以上開催して次の事項を議決する。
 - ①事業計画及び事業報告
 - ②予算及び決算
 - ③役員選任
 - ④規約の改正
 - ⑤その他必要な事項
2. 評議員会は、委任状によるものを含めて評議員の5分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

第16条（理事会、委員会）

1. 理事会は、理事をもって組織され、原則として月1回開催して次の事項を議決する。
 - ①事業計画及び予算の執行に関する事項
 - ②評議員会に付議すべき事項
 - ③評議員会より委任された事項
 - ④菊友会大会の運営に関する事項
 - ⑤役員候補者の推挙
 - ⑥特別委員会の設置
 - ⑦その他事業の運営に関する基本的な事項
2. 理事会は、委任状によるものを含めて理事の半数以上の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

3. 会長、副会長は適宜理事会に出席することができる。
4. 常置委員会は、総務企画委員会、会計委員会、広報委員会及び情報委員会とし、必要に応じて特別委員会を設置することができる。
5. 委員会は、理事をもって構成され、必要に応じて理事以外の正会員を構成員に加えることができる。

第5章 会 計

第17条（入会金、維持会費など）

1. 本会の経費は、入会金、維持会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2. 正会員は、入会時に入会金として5,000円を納入する。
3. 正会員は、年額3,000円の維持会費を納入する。
但し、入会后5年間は、年額1,000円とする。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

第19条（運用細則）

この規約に定めない業務執行上必要な細部の事項については、理事会の議決を経て別に運用細則で定めることができる。

付 則

1. 本規約は昭和28年6月6日より施行する。
2. 昭和55年6月13日改正、同日施行する。
3. 昭和59年10月30日改正、同日施行する。
4. 平成9年5月27日改正、同日施行する。
5. 平成11年5月25日改正、同日施行する。
6. 平成20年5月21日改正、同年4月1日に遡って施行する。
7. 平成26年5月24日改正、同日施行する。
8. 2020年(令和2年)5月23日改正、同日施行